

令和2年6月16日

城里町議会議長 小 坏 孝 様

提出者 城里町議会議員  
 関 誠一郎  
賛同者 城里町議会議員  
 河原井 大 介  
 阿久津 則 男  
 藺 部 一  
 藤 咲 芙美子  
 加藤木 直  
 桜 井 和 子

地方自治法第100条及び委員会条例第5条の規定による  
特別委員会の報告について

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。



# 七会中跡地利用に関する 調査特別委員会

## 調査結果報告書

令和2年6月

城里町議会



令和2年6月16日

城里町議会議長 小坪 孝 様

七会中跡地利用に関する調査特別委員会  
委員長 関 誠一郎

### 七会中跡地利用に関する調査特別委員会報告書

本委員会に付託の事件について調査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第74条の規定により報告します。

#### 記

#### 1・調査特別委員会の設置

##### (1) 調査の趣旨

七会中跡地利用に関し、グラウンドの芝生を管理する業者の契約が一社随契で行われ、その業者には、指名条件にある技術者がいなかった事実が判明した。

また、平成30年第2回定例会においても、一般質問において三社の見積もり業者名を再三聞いても回答が無かった事や、予算見積もりは三社から取ったとの事であるが、名前は明かさず、契約見積もりは一社で、その業者は施工業者では無かった事も判明した。

これらの事は、契約事務のあり方が問われる内容であった。

さらに、スポーツ振興くじ助成金も入金されていないという事実も判明した。

町広報誌には、「城里町のアツマーレは、スポーツ振興くじ助成金を受けて作りました。」と明確に書いてあるが、実際は入金されておらず、これについて発覚するまで執行部はこの事実を一切説明せず隠していた。

以上、契約の方法、及び入金されていない4千万円という問題だけでなく、こういった経緯なのかを調査する必要があると判断された。

そこで、町執行部及び関係人の出頭を求め、証言を得、真相を究明し、今後の事務事業等の改善に資するため、議会自ら地方自治法第100条に基づき調査を行ったものである。

##### (2) 設置決議

平成30年第3回城里町議会臨時会（平成30年6月27日）設置

##### (3) 特別委員会の設置方法等

本調査は、地方自治法第109条、城里町議会委員会条例第5条の規定により委員7人で構成する七会中跡地利用に関する調査特別委員会を設置し、これに付託して行う。

委員会の構成 定数 7名  
委員長 関 誠一郎  
副委員長 河原井 大 介

委員 阿久津 則 男  
委員 藺 部 一  
委員 藤 咲 芙美子  
委員 加藤木 直  
委員 桜 井 和 子

#### (4) 調査権限

本議会は、2の(1)の調査項目について地方自治法第100条第1項及び同法98条第1項の調査権限を七会中跡地利用に関する調査特別委員会に委任する。

#### (5) 調査期限

七会中跡地利用に関する調査特別委員会は、2の(1)の調査項目に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行う事ができる。

#### (6) 調査経費

平成30年度・・・35万円以内  
令和元年・・・19万7千円以内

## 2 調査事件

### (1) 調査項目

- ①業務契約に関する事項
- ②スポーツ振興くじ助成金に関する事項

## 3. 執行機関に提出を求めた資料

### (1) 平成30年度城里町七会町民センターグラウンド維持管理委託業務

- ①. 随意契約関係資料一式(随契の根拠とした資料)
- ②. 予算用見積依頼書、仕様書及び関係資料一式、見積書
- ③. 入札用見積依頼書、仕様書及び関係資料一式、見積書
- ④. 契約書、関係資料一式
- ⑤. 奥野谷浜産業の全部事項証明書、5か年の工事履歴書、5か年分の決算書、経営事項審査表
- ⑥. ホーリーホックとの協定書、他すべての協議資料(メモも含む)

### (2) スポーツ振興くじ助成金に関する事項

- ①. 助成金申請書、及び計画書等、関係資料一式
- ②. 決定通知書、グラウンド使用実績報告書
- ③. スポーツ振興センターとのすべての交換文書

### (3) 平成28年度城里町民センター(仮)サッカー場整備工事関係資料

- ①. 起工伺いから完成検査調書までの資料一式
- ②. 変更箇所の仕様書、工事完成調書、物品検収等資料
- ③. 臨時議会終了後の囲み取材で新聞社に渡した資料

## 4. 調査経過

### (1) 委員会開催状況

第1回 平成30年 6月27日(臨時会中)

第 2回	平成30年	6月27日	(臨時終了後)
第 3回	平成30年	7月 3日	
第 4回	平成30年	7月17日	
第 5回	平成30年	7月24日	
第 6回	平成30年	7月26日	(証人喚問)
第 7回	平成30年	7月31日	
第 8回	平成30年	8月 3日	
第 9回	平成30年	8月 6日	(証人喚問)
第10回	平成30年	8月 7日	(中間報告)
第11回	平成30年	8月31日	
第12回	平成30年	9月 4日	
第13回	平成30年	9月14日	
第14回	平成30年	10月 4日	
第15回	平成30年	11月 7日	
第16回	平成31年	2月 1日	
第17回	令和 元年	4月19日	
第18回	令和 元年	5月23日	(証人喚問)
第19回	令和 元年	7月 4日	
第20回	令和 元年	7月26日	(証人喚問)
第21回	令和 元年	9月26日	
第22回	令和 元年	11月 5日	
第23回	令和 2年	1月10日	
第24回	令和 2年	1月17日	(意見交換)
第25回	令和 2年	4月 2日	
第26回	令和 2年	5月15日	

(2) 証人尋問実施状況

①第1回目 平成30年7月26日

ア 証人 農業政策課長 皆川 尊志

- ・平成29年3月26日の業者選考委員会の状況について
- ・専門技術者の認識について
- ・専門技術者不在の認識について
- ・業者選定のいきさつについて
- ・1社随契の法的根拠について
- ・契約保証金免除について
- ・業者の経審について

イ 証人 元都市建設課長 桧山正春

アと同一内容

ウ 下水道課長 山崎 秀樹

アと同一内容

エ 元水道課長 河原井 明

アと同一内容

オ 元教育委員会事務局長 五町 義徳

アと同一内容

カ 元まちづくり戦略課 課長補佐 小林 正雄

- ・ 予算のための見積もり依頼はどのような方法について
- ・ 選定理由について
- ・ 技術者の移籍について
- ・ 産廃の処分について
- ・ 軽トラックの貸与について
- ・ 予算用見積もりの提出について
- ・ ホーリーホックからのお願い文書について
- ・ 町からの返事について
- ・ 公文書の取り扱いについて
- ・ スポーツ振興くじ助成金について

キ まちづくり戦略課 係長 塚田 洋平  
カと同一内容

ク 元まちづくり戦略課長 鯉渕 弘之  
ア、カと同一内容

ケ 元財務課長 大曾根 直美  
ア、カと同一内容

コ 奥野谷浜産業株式会社 藤岡 正樹  
〔証言を求めた事項〕

- ・ 雇用状況について
- ・ 芝刈り機について
- ・ 奥野谷浜産業株式会社との関係について
- ・ 見積もり依頼について
- ・ 水戸ホーリーホックとの関係について
- ・ 城里町長との関係について
- ・ 開発公社との関係について
- ・ グラウンドの維持管理費について

サ 奥野谷浜産業株式会社 代表取締役 飯田 紀久

- ・ 芝刈り機、噴霧器等について
- ・ 今回の契約について
- ・ 藤岡氏との関係について
- ・ 城里町長との面識について
- ・ 水戸ホーリーホックとの関係について

シ 株式会社フットボールクラブ水戸ホーリーホック 代表取締役社長 沼田 邦郎

- ・ 協定書を結ぶ経緯について
- ・ 協定書について
- ・ ホーリーホックからのお願い文について
- ・ 奥野谷浜産業について
- ・ 維持管理費について
- ・ 藤岡氏との関係について
- ・ 町からの文書について
- ・ 城里町に来る経緯について
- ・ 使用料の上乗せについて
- ・ 水戸のピッチについて

・軽トラックについて  
ス まちづくり戦略課 主事 青田 崇志  
カと同一内容

セ 城里町長 上遠野 修

- ・グラウンドの維持管理費について
- ・奥野谷浜産業について
- ・軽トラックについて
- ・産廃処分について
- ・ホーリーホックからお願い文書について
- ・奥野谷浜産業について
- ・使用料の上乗せについて
- ・町からの返事について
- ・開発公社との関係について
- ・スポーツ振興くじ助成金について
- ・信頼できる会社の定義について
- ・1500万円の見積書について
- ・技術者の定義について

②第2回目 平成30年8月6日

ア 証人 町長 上遠野 修

- ・グラウンド管理費が1,500万円で、見積もりもあるとの答弁について
- ・奥野谷浜産業株式会社について
- ・軽トラックの購入について
- ・芝カスの処分について
- ・ホーリーホックからのお願い文書について
- ・奥野谷浜産業株式会社を使えば300万円増額すると言ってきた件について
- ・ホーリーホックとの契約金額のやり取りについて
- ・ホーリーホック河川敷にピッチ維持管理金額について
- ・スポーツ振興くじ助成金が入らない件について
- ・ホーリーホックが来ての1億円の経済効果について
- ・1500万円の見積書に存在について
- ・契約方法について
- ・技術者の資格について

③第3回目 令和元年5月23日

ア 証人 業者選考委員 高瀬 浩文

- ・第1回業者選考員会の否決理由について
- ・第2回業者選考員会について
- ・第2回業者選考員会の押印について
- ・ホーリーホックへの業者選定伺いについて
- ・条例と協定書の優先順位について

イ 業者選考委員 皆川 尊志  
アと同一内容

ウ 業者選考委員 高堀 義美

- アと同一内容
- エ 業者選考委員 河原井 明
- アと同一内容
- オ 業者選考委員 小林 克成
- アと同一内容
- カ 業者選考委員 山崎 秀樹
- アと同一内容
- キ 業者選考委員 鯉渕 和己
- アと同一内容
- ク 業者選考委員 鈴木 貴司
- アと同一内容
- ケ 業者選考委員長 仲田 不二雄
- アと同一内容
- コ 業者選考委員 大曾根 直美
- アと同一内容

③第4回目 令和元年7月26日

ア 証人 株式会社フットボールクラブ水戸 ホーリーホック 代表取締役社長 沼田 邦郎

- ・町からの要望について
- ・町への要望について
- ・町内居住、転居について
- ・本社移転について
- ・グラウンドの業務委託契約の了解について
- ・町との合意方法について
- ・町との文書のやり取りについて
- ・協定書の見直しについて
- ・600万円の広告宣伝費について
- ・芝の管理方法について

イ 証人 証人 町長 上遠野 修

[欠席]

- ・欠席が正当な理由では無いと決議

## 5. 調査結果

七会町民センターグラウンド維持管理入札については、役場管理職で構成する「指名選考委員会」において、当時の担当課長が、この業務は「J1仕様の特殊な芝」であり、「特殊な技術者が必要」でありその人物がいるのはこの会社だけと説明していた事実が、本委員会における証人喚問で判明した。

上遠野修町長は調査特別委員会に出頭した際、同委員の「この技術者とは、何をもって特殊技術者といえるのか」との問いに対し、「実際にアツマーレの管理をしている仕事ぶり」とホーリーホックからの推薦があったこと等を総合的に勘案してきちんとした技術者であるというふうに考えています。実際、彼はそれまでの多くのグラウンドの管理を手掛けているはずですよ」と回答にならない答弁をしている。

このように、芝管理の技術者を根拠のない「有資格者」に仕立て上げ、芝管理になくはないといった虚偽の説明により幹部職員で構成する「指名選考委員会」を欺き、随

意契約に持ち込んだものである。

なお、前述の「特殊技術をもった人物」の証明書は、公益財団法人・日本体育施設協会が実施した「スポーツターフ管理者養成講習会」の講習を受けたという修了書であり、しかも調査特別委員会に提出した修了書の氏名が黒塗りされていて、本人を証明することはできないものであった。

したがって、七会町民センターグラウンド維持管理の入札契約行為は地方自治法施行令第167条の2第1項、及び町財務規則に違反するものである。

(地方自治法施行令第167条の2第1項各号に該当するものが無い。)

また上遠野修町長の調査特別委員会における陳述及び黒塗りの修了書の提出は、地方自治法第100条3項、7項、10項に違反する。

(3項：記録を提出しないとき又は証言を拒んだときは、六箇月以下の禁錮又は十万円以下の罰金に処する。7項：虚偽の陳述をしたときは、これを三箇月以上五年以下の禁錮に処する。10項：照会をし又は記録の送付を求めたときは、当該団体等は、その求めに応じなければならない)

同時に、上遠野修町長が「特殊な技術者」と主張し始めたのは、平成29年12月に上遠野修町長自らが神栖市の奥野谷浜産業へ赴き、技術者なる人物がそれまで勤務していた会社を退職して、平成30年4月1日から奥野谷浜産業に転職するとの情報を得たからと判断する。しかし、現実には、城里町が奥野谷浜産業(株)と契約を交わした平成30年3月30日時点で「特殊な技術者」は同社に在籍していない。特殊な技術を必要とするとの理由で随意契約が可能と説明しつつ、一社による随意契約を強行してきたその根拠は存在しなかったわけである。特殊技術者なる人物が転職する予定の会社と契約するのだという強い思い込みによって、城里町政は歪み、公正公平な入札契約が担保されなくなった。これは、公正な入札に対する妨害であり、談合である。私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の入札妨害罪に当たる。

以上のことから、地方自治法第138条の2(普通地方公共団体の執行機関は、当該普通地方公共団体の条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令、規則その他の規程に基づく当該普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う。)にも違反しているものである。

グラウンドの維持管理業務を城里町が奥野谷浜産業(株)と随意契約にするそれ以前の平成29年11月24日と29日に、水戸ホーリーホック社長である沼田氏からお願いの文書が届き、その中で沼田氏は具体的に奥野谷浜産業(株)と契約するよう記し、グラウンド管理費を2500万円にすることや水戸ホーリーホックのグラウンド使用料を示している。

これに対し、上遠野修町長は、2500万円の提示を了解した旨の返答書を返している。調査特別委員会による尋問で上遠野修町長は、素案は自分がつくったと証言している。このことは、公平公正な入札を妨害するものである。

さらに、この城里町の重要な意思表示行為を、発送記録や收受記録に残していない。この公文書の扱いは城里町文書事務規程に違反する。

なお、令和元年7月26日の調査特別委員会に、水戸ホーリーホックの沼田社長は、電子メールでのやりとりはしていない旨の証言を行っている。また、上遠野修町長が調査特別委員会に提出した水戸ホーリーホックからの文書は、社印のない文書であり、また行政仕様の様式であることから、これらの文書は町が作成してあげていたという疑念がわき、そうであれば地方自治法第100条9項の虚偽報告に当たる。

この一社随意契約については、当時の担当課長は「指名選考委員会」において「J1仕様の特殊な芝」で「特殊な技術者が必要」であり、その技術者がいるのはこの会社だけであると説明したとの事である。しかし、その技術者なる人物は、当時、奥野谷浜産業(株)には在籍しておらず、資格書という受講修了書も前述のとおり名前も黒塗りされていて本人のものとは確認できない。

また、「J1仕様の特殊な芝」という文言であたかも通常の芝とは違う印象を与え選考委員をだましたと考える。

選考委員のメンバーも、調査特別委員会の中で、「随意契約の理由は示されない」「推薦を受けた業者だから」「お互い納得できる業者だった」と証言し、事前にあった水戸ホーリーホック沼田社長と上遠野修町長とのやりとりが、大きな影響を及ぼしていることを示している。

また、契約に当たり、「契約保証金免除」としているが、城里町財務規則第138条の規定（過去2箇年の間に町、国、他の地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって誠実に履行した実績を有する者）には該当しておらず、同条例に違反している。

前述のように、水戸ホーリーホックは、城里町が奥野谷浜産業(株)と業務契約を締結するよう要請しているが、上遠野修町長も即座に応諾していて、入札方式、契約金額の具体的な提示を行っている。このことは、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(独占禁止法)に違反する。

また、城里町と水戸ホーリーホックとの間で締結された、8種類の協定書及び補足覚書、契約書、確認書の中の、「城里町立旧七会中学校跡地利用整備に関する協定書を補足する覚書の一部を変更する覚書」(平成30年2月9日締結)に、「グラウンドを管理する業者は、甲乙協議の上、双方が合意した業者と甲が契約を締結する」と記されていたが、この覚書も公正な契約を阻害し、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(独占禁止法)に違反する。

次に、当初、水戸ホーリーホックは町に500万円を支出するとしていたが、途中から奥野谷浜産業を使えば300万円追加し、合計800万円とすると提案してきている。

証人喚問の結果、水戸市にある那珂川河川敷グラウンドの維持費が年間800万円かかっており、800万円まで出せるだろうと町側が水戸ホーリーホックと交渉していたことが判明している。

奥野谷浜産業株式会社社長の証人喚問で、那珂川河川敷の芝管理もアツマーレの委託と同時に請け負い始めたとの証言を得ている。

しかし、水戸ホーリーホック社長の証人喚問では、自分たちでやっている。奥野谷浜産業株式会社さんの技術者にアドバイスをいただいているだけだとの証言であり、双方の証言に食い違いがあった。

当初の町長の発言通りアツマーレのグラウンド整備は、1500万円の消費税で約1700万円で出来たのではないか。見かけ上、水戸ホーリーホックの分担金を多く見せるために河川敷のグラウンド整備代800万円を町に回し、結局はそのお金で河川敷グラウンドも併せて整備してもらっているのではないか。との疑念も沸いた。

水戸ホーリーホックは今まで那珂川河川敷グラウンドにかかっていた800万円を城里町に振り替えるだけで、アツマーレのクラブハウスとグラウンド、そして今までの那珂川河

川敷グラウンドの3つを手にすることが出来ることになる。

百条委員で那珂川河川敷の整備状況を確認し続けたが、水戸ホーリーホックが整備している姿はなく、奥野谷産業株式会社が整備している姿しか確認することは出来なかった。

しかし、後に再確認すると平成30年7月26日の証言とは異なり、平成30年2月1日付けで水戸ホーリーホックと奥野谷浜産業株式会社の間で「ホーリーピッチ維持管理業務委託契約書」が締結されていた。

それによると、奥野谷浜産業株式会社は那珂川河川敷グラウンドの維持管理をし、その対価は水戸ホーリーホックホームゲーム時の広告看板300万円分やチケットというものであった。一円も支出しないが広告費により支払うという手法は、練習着に町の広告を載せ、それが600万円相当だとする町の手法と同じである。

民間企業がお金を一切もらわず仕事を請け負う契約をするだろうか。そのような契約をしておきながら、承認喚問時には一切そういう話が出なかった。そして、奥野谷浜産業株式会社は仕事を請け負っていると証言し、水戸ホーリーホックは支払っていないと証言している。本当にその時点で「ホーリーピッチ維持管理業務委託契約書」を締結していたのだろうか。

以上のように、明らかに偽証があった事実をここに記載しておく。

町民センターグラウンドの整備費用に関してであるが、町は「広報しろさと」（平成30年2月）において、日本スポーツ振興センターから4千万円の助成があったと広報している。しかし、日本スポーツ振興センターによると、この事業については会計検査院の調査対象であることから、助成金の支払いには慎重に対応するのでまだ支出していないとの事であった。

なお、この受け取っていない助成金分の4千万円について、町長・執行部から議会に対する説明は一切無かった。一般財源でその穴埋めをした事も、予算委員会で問い詰められて初めて明かす始末である。しかも、財源構成の組み換えをし議会報告をするという作業もしていない。

さらに、令和元年8月「広報しろさと」に、日本スポーツ振興センターからの助成金は入っていないことを広報したが、城里町ホームページ及び町民センターグラウンドの看板には、「助成を受けて整備した」旨の記載がある。

事件を隠蔽し、議会を欺き、町民に4千万円の損害を与えた責任は重大である。

なお、この助成金に対し、当初からわかって虚偽の申請をしていた場合、申請書を提出しただけで公金を詐取しようとする犯罪に当たる事になる。 ※詐欺罪（刑法第246条）

別添資料4の会議録にあるように、「Jリーグが使用するものに助成は行えない」と事前にtotoから指導されていたことも明らかになっている。

また、令和2年6月1日現在、助成金はもらえておらず、totoからの文書には「営利目的であるJリーグのチームによる恒常的又は継続的な利用が目的にそぐわないので対策を講じるよう」に通知されている。

やはり、一営利民間企業への過度の投資は不公平であり、その企業との関係性を疑われても仕方がないものである。

今後、この助成金を取り消された場合、その責任、及び賠償について明確にしておくようここに勧告しておく。

以上、城里町議会の調査特別委員会が調査した結果である。違反に該当する法律と法令

はその都度指摘した通りである。

これまで述べたように、七会町民センターのグラウンドの維持管理業務にあたって、上遠野修町長は、「技術者」なる人物が奥野谷浜産業(株)に転職することを聞き及んだことから、契約を一社随意契約に持ち込むことを企図し、水戸ホーリーホック沼田社長と談合し、その金額通りに契約を行った。上遠野修町長は、1 企業人である水戸ホーリーホック社長と諮って公共事業の入札契約を歪めたわけである。

なお、上遠野修町長については、正当な理由もなく町議会の調査特別委員会出席を拒否したことから、地方自治法第 100 条第 9 項により城里町議会は上遠野修町長を告訴した次第である。

また、町執行部は議会に対し情報を隠蔽する体質にあり、百条委員会が立ち上がり、委員会として資料請求をしても「多忙な時期の資料請求は業務妨害に当たる。」「資料提出には2週間以上の期間が必要である。」等々、地方自治法に規定された強力な調査権限を有する百条委員会をも愚弄するような対応が多々見られた。

証人喚問においても、上遠野町長は正当な理由無く欠席し、百条調査委員会としては町長を告発をしなければならなくなったわけであるが、これらもすべて法律を軽視した遵法意識の欠如に起因しているものと思われる。

さらに、町職員は自由闊達に意見も言えず、言えば左遷されてしまうと委縮している様子がうかがえる。町長命令は絶対と考えており、法律よりも町長命令が上であると勘違いをしているようである。

これは、職員の勉強不足の部分もあるので、法に仕える者としての自覚をもち、公務員としての高い倫理観や使命感をもって業務を遂行していただきたい。

また、パワハラと感ずるのであればパワハラであると声を大にして意思表示する強い勇気も必要である。

これをもって本委員会の調査は終了することとなるが、町執行部においては、それぞれの調査事項に係る問題点の指摘や改善意見を真摯に受け止め、今後このような疑念を抱かれるような事態が起らぬよう万全を期することを願うものである。

また、城里町議会は、今回の事案が発生したことを教訓に町政の監視機能をさらに強化させ、議会としての責務を果たしていく覚悟であり、再度不透明な契約締結がなされた場合や toto の助成が受けられない事が決定した時には、議員として相応の対処をしていく所存である。

最後に、本委員会の調査にご協力いただいた関係各位に感謝を申し上げ、七会中跡地利用に関する調査特別委員会の最終報告とする。

## 6. 各委員の意見

[委員長 関 誠一郎]

①特殊技術を強調し一社随契で芝の管理業者を契約しているが、この契約に当たり(株)水戸ホーリーホックに伺いを立て、業者を指定され、金額まで指示され、これに対し町長は感謝を示すという行政としてはあり得ない行為である。

②平成 31 年度の契約時、業者選考委員会で 4 人の委員が認めない判断を下したにもかかわらず強引に契約をしており、これは業者ありきの官製談合である。

また、理由も無く契約保証金免除をしており、これは財務規則違反である。

③職員においては、町長命令であっても正しくないと思われるときは毅然とした態度で臨まれるよう要望する。

④toto からの 4 千万円の助成金は、町民に対しても支払われているかのような広報を続け、議会からの指摘の 5 か月後にやっと支払われていない訂正文を掲載した。このように町民をだます行為は 2 度とあってはならない事である。

また、この 4 千万円は町の一般財源から支出され、町に対し大きな損害を与えた事は事実であり、このまま助成金がもらえない場合、町長の責任は重大である。

今後は、議会とのコミュニケーションを図り、調査委員会設置など行われぬよう強く要望する。

〔副委員長 河原井 大 介〕

水戸ホーリーホックは利潤追求の株式会社であり、この一営利民間企業に対し考えられないほど付度した工事、契約内容である。造成工事に 2 億円。議決の必要な 2 千万円の変更工事契約も議会の了承無く工事を終了してしまい、問題になってから議決を得るといふ、当初から疑惑のある事業であった。その民間企業に対し、毎年約 3 千万円を 10 年間の投資を続ける訳である。10 年後には、芝の改修でまた数億円かかるとの事である。はたして、財政規模の小さな町の練習場に投資する金額であろうか。

また、このグラウンドを利用するためには 1500 円/時間の使用料が入る条例になっているはずであるが、現実は何の根拠もなく無料としている実態もある。条例は法律である。法律は守るべきものであり、行政であればなおさらである。

さらに、令和 2 年度からは芝の管理を技術の無い町開発公社に指定管理に出し、町職員をそこに外向させている。実際は、開発公社に外向した職員が七会支所内に机を持ち、町業務等をしている現状である。

また、この指定管理も、指定管理者候補者選定委員会を設置し選定する事となっているがこの手順も踏まず選定し決定するなど疑念のある所である。

城里町に法令順守という意識はないのか。明かなコンプライアンス違反である。

数々の疑惑があり、百条委員会が立ち上がったわけであるが、調査の結果、誰がどう見ても正当だとは言えない事は本調査内容のとおりである。

どうか、悪いことは悪いと言える町になっていただきたいと切に願うものである。

〔委 員 阿久津 則 男〕

①条例で町の随意契約は 130 万円以内となっているが、グラウンド工事を 2,484,000 円で業者と随意契約を結んだことが発端で始まった百条委員会である。(条例違反)

②特殊な技術者がいるとの理由で随意契約を結んだとの説明であるが、グラウンドを作り上げた業者から技術者を一人引き抜き随意契約に持ち込んだ形である。

しかし、実際には特殊技術者がいない時期に業者と契約を結んでいることが判明する。当然、条件違反である。

③調査をしていくと、町長が神栖市の業者宅を訪問している事実が判明。更に、グラウンド委託料税込み 2,500 万円、軽トラダンプ 1 台を配置することなどのやり取りが発覚する。談合罪ではないか。

④百条委員会は、独占禁止法に触れるホーリーホックに片寄った協定書の見直しを再三訴えた。

⑤2 年目も、百条委員会の指摘を完全に無視し、更に業者選考委員会の指名競争入札とすべきとの意見も聞かず、24,948,000 円で随意契約を結んだ。考えられない行為である。

⑥町長は、理由も無しに百条委員会を欠席し、議会は上遠野町長を告訴した。(理由のない欠席は、6 か月以下の禁固刑、10 万円以下の罰金)

⑦日本スポーツ振興センターからの4千万円助成金についてはJリーグが使用するグラウンドには toto からの助成は行えないと通知があり、助成金は未だに入金されていない。その説明もない。議会軽視である。

⑧約2年間、百条委員会で調査、聞き取りし、改善を求めてきたが改善できず納得のできる説明が無かったのは非常に残念である。条例とは何のためにあるのか。執行部は法律・条文を正しく理解し町民のために従事して欲しい。

[委員 菌部 一]

①町民センター、サッカー場整備にあたっては、(株)水戸ホーリーホックが大きくかかわっていた。その意向が強く、町は主導的ではなく、受動的だ。それは(株)水戸ホーリーホックと交わした協定書の内容によく表れている。その影響で、芝管理業者指名では奥野谷浜産業株式会社との随意契約となったと思われる。

②町民センター改修工事、サッカー場整備に約3億2700万円を要した施設を不透明な随意契約とした審議の際、業者選考委員会で4名の委員が内容がおかしいとの意見で反対したにもかかわらず、強引に契約となった。町民のための良識ある判断とは思えない。

③町が3億2700万円の巨費を投じた施設の管理を(株)水戸ホーリーホックの意向を聞いて決めるというのはおかしい。主体性はどこにあるのか。

④(株)水戸ホーリーホック側からグラウンド(芝)の維持管理について委託料を2500万円にすることや、芝刈り機の設備投資、刈り取った芝の処理に使用する軽トラックの配置等を町に要求する事は通常ない。理解に苦しむ。

⑤独立行政法人日本スポーツ振興センターからの施設整備助成金として約4千万円が受け入れられるので、それを利用してグラウンド整備をすると議会に説明があつたにもかかわらず、未だに入金されていない。工事終了して約2年経過しているにもかかわらず、その経過を議会に明らかにしていない。町は速やかに説明する義務がある。

[委員 藤 咲 芙美子]

特別調査委員会を通して見えてきたことは、町長の条例や規則を無視した行政を行っていること。一方的な思い込み過多による行政を行っていること。スポーツ振興センターからの助成金はまだ入金されていない事である。

また、調査特別委員会の正当な調査を町長個人に対する攻撃とみなし、感情的な対応をされてきた。

1. 水戸ホーリーホックとの契約について見積もりや協定書に疑義が認められ、平成30年6月27日の臨時議会において地方自治法第100条に基づく調査特別委員会の設置が決議された。

①契約前に町長と町担当職員3人で神栖にある奥野谷浜産業株式会社を訪問していることが町長の証人喚問で分かった。契約前にすでにこの会社に決めていたということが分かった。このことは後づけに見積もりを出す3社は見かけ上の見積もりの提出になっていたことが見えてくる。(入札妨害罪)

②七会町民センターのグラウンドの芝管理を、「特殊な技術者が必要、競争入札に適さない」などの理由づけで一社随契で奥野谷浜産業株式会社に契約をした。(入札契約行為は財務規則違反)

2. 契約の方法が、談合と思われる内容での協定書変更が行われていた。

①水戸ホーリーホックの沼田社長の要望は、「水戸ホーリーホックのグラウンド使用料を500万円出すので奥野谷浜産業に契約してくれ。そうすればさらに300万円上乘せする。

更に、奥野谷浜に委託した場合委託料は 2500 万円の予定になる。弊クラブから年間 800 万円支払うから、町では 1700 万円の負担の検討をしてほしい」等本来の入札行為では考えられない手紙のやり取りを行っている。契約金を支払う町に対し、業者が指名や金額の要求まで出すなど、あってはならない行為である。町長は「有意義な提案ありがとうございます。提案通り町議会、開発公社理事会に提案し承認得られるよう全力を尽くします。」と答えている。(独占禁止法及び公正取引法違反)

②芝管理など、刈った芝の廃棄は産業廃棄物になるが、一般廃棄物として環境センターで無償で処分していた。町長は、職員が持ち込んだから無料だなどと、自分に都合の良い考えで言い訳をし条例も規則も無視している。(条例、規則違反)

3. スポーツ振興くじ振興センター (TOTO) 助成について 2017 年 (平成 29 年)、4 千万円の助成を受け、グラウンド管理が行われるとしていたが、2 年たった今でも助成金が受けられない現状である。助成金が受けられない原因は、資料 27、28、29 から考えられる。町長の責任が問われるものである。(詐欺罪)

町長は公共事業の入札契約をゆがめる行為、独占禁止法に違反、虚偽報告など行っている。証人喚問では正当な理由がなく欠席し「自分の意見を言わせてくれ」など自分を正当化することに感情的になっていた (6 か月以下禁固刑及び 10 万円以下の罰金)

地方自治法第 1 条の 2 にあるように「地方公共団体は住民の福祉の向上を図ること」とあるが、町民のための町政が公正公平に行われるよう望むものである。

[委員 加藤木 直]

①別添資料 5.6.7.8 の町と水戸ホーリーホックとの文書のやり取りに不自然さを感じる。一業者の水戸ホーリーホックが維持管理料や委託業者まで指定してきている。税金の使い方を一業者に左右されるというあってはならない行為を、正しい事かのように文書を残しているという不自然さ。通常こういう文書は隠すものである。

しかも、役場職員はこの行為になんの疑念を持っていないという事に驚きを感じる。

また、受付印は押してあるが、受付番号は記入していない。こういった受付の仕方は、受領簿に乗せる必要が無い簡易な文書の場合であり、この水戸ホーリーホック文書はこれに当たるような内容の文書ではない。これは、文書を後から作ったが番号を入れると枝番がついてしまい後から作ったことがばれてしまうから入れられなかったものと思われる。

もし、これが意図的でなかったすれば、まち戦略課の文書管理能力が疑われるものである。

②資料 1 にあるように、町長は平成 29 年第 2 回定例会で阿久津議員に一般質問に対し、「1500 万円で出来るような見積もりも存在はする」と答弁していたが、百条員会の証人喚問においてその見積りについて質問すると、「安芸高田市の指定管理契約の中で芝の維持管理費に 1500 万円とあるので、実際契約があるわけですからそこに見積書はあるんじゃないですか。議事録を見ても私が持っているとは言っていない」と答えている。

一般質問の答弁が正しく、実際に 1500 万円の見積もりがあったが、一社随契で高額な契約を締結したので無いことにしたのか。一般質問時に持っていないのに持っている虚偽の答弁をしたのか。真実はわからないが、議会に対して誠実な態度で臨んでいない事だけはわかった。

③契約前に奥野谷浜産業株式会社を訪問しているが、このような行為はあり得ない。指摘をしても反省する様子も無かったが、このような行為は厳に慎むべきである。

④平成 29 年当時から、開発公社への指定管理の意向があったようだが、技術もない開発

公社にどうしてそこまでこだわるのか理解に苦しむ。

⑤totoからの助成金があるとの説明により議会が承認したという経緯があったにもかかわらず、実際は助成金は出ていなかった。また、議会が指摘するまでその事実は隠されていた。

議会を欺こうとしていたことは明白である。

今後、もし助成金がもらえない場合、町民に4千万円強の損害を与えた責任は重大である。

[委員 桜井 和子]

①行政の文書には、発信番号、受付番号、割り印などがあって当然と思っていたが、無いだけでなく協定書にも押印されていない等、ずさんな文書のやり取りとなっていると思われる。

②水戸ホーリーホックから町に対し「グラウンド管理費は1500万円で水戸ホーリーホック使用料として500万円支払う」との当初条件を「町の1500万円と使用料500万円を足して2000万円にして下さい」との増額要請。更に「奥野谷浜産業㈱を使ってください。使わなければ300万円の上乗せはしません」「芝管理は2500万円になる予定ですので町ではさらに200万円アップしてください」との要望に対し、「有意義なご提案ありがとうございます。ご提案の通り町議会及び開発公社に提案し、承認が得られるよう全力を尽くしてまいります。」と回答していたが、町の財源を使うからには行政は良いものをより安くと、取り組むべきであり、発注者が受注者の言いなりになっていることに違和感を覚える。

## 【資料】

時系列一覧表		p18～24
資料1	H28.3.11 城里町立七会中学校の跡地利用に関する要望	p25
資料2	H28.7.21 城里町立旧七会中学校の跡地利用整備に関する協定書	p26
資料3	H29.1.24 城里町立旧七会中学校の跡地利用整備に関する協定書を補足する覚書	p27
資料4	H29.3.2 toto天然芝生化助成事業について（日本スポーツ振興センター訪問）報告書 内容：Jリーグのために補助金は出せない。	p28
資料5	H29.6.8 平成29年第2回 城里町議会定例会会議録 第3号 内容：「1,500万円で出来る」「4,000万円を受取っている」と答弁している。	p30
資料6	H29.11.24 七会町民センターグラウンドの維持管理等について（お願い） 内容：「委託金額を2千万円にしてもらいたい」	p31
資料7	H29.11.29 七会町民センターグラウンドの維持管理等について（お願い） 内容：「委託業者は奥野谷浜産業株式会社にしてもらいたい」 「委託料は2,500万円になる予定」	p33
資料8	H29.11.30 七会中学校跡地のグラウンド芝生の管理について 内容：「2,500万円で契約するよう全力を尽くします」 「400万円相当の広告を出してください」	p34
資料9	H29.11.30 七会中学校跡地のグラウンド芝生の管理について（回答） 内容：「提案通り、400万円以上の広告を掲載します」	p35
資料10	参考見積聴取の経緯について	p36
資料11	H30.1.30 使用貸借契約書 内容：10年間の施設無料貸付	p37
資料12	H30.2.1 町広報誌にアツマーレオープンの記事掲載 スポーツ振興くじ助成金38,400千円を財源にしてであると記載	p39
資料13	H30.2.1 ホーリーピッチ維持管理業務委託契約書 内容：水戸HHと奥野屋浜産業株式会社との那珂川河川敷ピッチ維持管理契約書 委託料対価はホームゲームに広告看板300万円分とチケット210枚	p40
資料14	H30.2.6 業務委託契約書 内容：城里町七会町民センター トレーニングルーム・トレーニング指導委託業務（相殺無料）	p43
資料15	H30.2.9 城里町立旧七会中学校の跡地利用整備に関する協定書を補足する覚書の一部を 変更する覚書 内容：500万円を800万円とし、広告額を600万円相当額とする。	p48

<b>資料16</b>	H30.2.9 「使用貸借書」中第4条に関する覚書 内容：光熱水費の負担割合	p49
<b>資料17</b>	H30.2.9 グラウンドの使用に関する契約書 内容：グラウンド全体の用途と金額（サッカーのみで年間800万円）	p51
<b>資料18</b>	H30.3.23 奥野谷浜産業株式会社に一社随契理由書	p53
<b>資料19</b>	H30.3.28 奥野谷浜産業株式会社一社随契の入札経過書	p54
<b>資料20</b>	H30.5.21 平成29年度スポーツ振興くじ助成金の確定について（通知） 内容：実績報告について内容が適切と確認できるまで確定しない。（留保通知）	p55
<b>資料21</b>	H30.9.7 平成29年度スポーツ振興くじ助成事業に係る確認事項について（通知） 内容：内容に疑義があるので回答を求める。	p58
<b>資料22</b>	H30.9.27 城里町七会町民センターグラウンド利用に関する確認書 内容：山側グラウンドは、設完条例に基づく利用であり、設管条例に基づき利用申請する事。	p59
<b>資料23</b>	H30.9.28 平成29年度スポーツ振興くじ助成事業に係る確認事項に対する回答について 内容：内容に疑いはありません。	p60
<b>資料24</b>	H30.10.12 平成29年度スポーツ振興くじ助成事業に係る確認事項について（通知） 内容：9/28来訪説明時に回答・説明が無かった事項の回答を求める。期限までに回答が無い場合や、改善方策が講じられない場合、交付決定を取り消す事もある。	p62
<b>資料25</b>	H31.1.29 「城里町立七会中学校の跡地利用整備に関する協定書を補足する覚書の一部を変更する覚書」の変更も申し入れについて 内容：双方合意した業者と契約→プロが使う技術を要する業者と契約	p65
<b>資料26</b>	H31.2.8 城里町立旧七会中学校の跡地利用整備に関する協定書を補足する覚書の一部を変更する覚書の変更申し入れについて（回答） 内容：変更には応じられない。（双方同意する業者と契約）	p66
<b>資料27</b>	H31.2.27 平成31年度城里町七会町民センターグラウンド維持管理業務の請負業者選考について 内容：5社選考したが、どの業者がいいか。	p67
<b>資料28</b>	H31.3.1 平成31年度城里町七会町民センターグラウンド維持管理業務の請負業者選考について（回答） 内容：奥野谷浜産業株式会社だけ	p69
<b>資料29</b>	R1.5.24 平成29年度スポーツ振興くじ助成事業に係る追加確認事項について（通知） 内容：報告はあったが回答になっていない。確認できない場合、交付決定を取り消す。	p70
<b>資料30</b>	R1.6.7 平成29年度スポーツ振興くじ助成事業に係る追加確認事項に対する回答について 内容：取り消しは不当である。	p73

<b>資料31</b>	奥野谷浜産業株式会社の保証金免除理由書 「規模を同じくする契約を2回以上」の理由に合致していない。	p79
<b>資料32</b>	R1.8.1 広報しろさと 2019年8月号記事 内容：R1.6月現在totoの助成金は出ていないという訂正記事	p80
<b>資料33</b>	R1.11.20 水戸ホーリーホックへの質問に対する回答 内容：資料28の回答は、社長沼田が決済、判断し、社員が提出。提出方法は不明	p81
<b>資料34</b>	練習着への広告料の根拠（パンフレット）	p82
<b>資料35</b>	R2.1.30 平成29年度スポーツ振興くじ助成に係る是正のための措置命令について（通知） 内容：地域住民の身近なスポーツ活動の場として利用しているとは言えないので、措置を講じる事。講じない場合、交付決定を取り消す。	p83
<b>資料36</b>	R 2.2.28 令和2年1月30日付スポーツ振興くじ助成に係る是正のための措置命令に関する回答及び質問書 内容：totoに対する回答と開示請求	p86
<b>資料37</b>	R2.4.3 平成29年度スポーツ振興くじ助成について（通知） 内容：R2.7.31までに対策を講じなければ交付決定を取り消す予定である。	p95

時 系 列

水戸ホーリーホック関係	toto（日本スポーツ振興センター）関係
<p><b>H28.3.11</b> 資料1 水戸ホーリーホックから要望</p>	
<p><b>H28.7.21</b> 資料2 城里町立旧七会中学校の跡地利用整備に関する協定書 (会社所在地として使用する等) 起案は？担当者は？回覧は？</p>	
	<p><b>H29.1.12</b> 助成金交付申請書 67,500,000 円 <b>1.10 起案</b> (芝生化 6 千万円 施設 750 万円) ↓ (修正) <b>1.20 起案</b> 助成金交付申請書 63,996,000 円 (芝生化 6 千万円 施設 399.6 万円) toto から修正依頼</p>
	<p><b>H29.1.22</b> 芝生化工事変更図面提出</p>
<p><b>H29.1.24</b> 資料3 城里町立旧七会中学校の跡地利用整備に関する協定書を補足する覚書 ・押印無し ・3.5 億円として計画するもの 500 万円で優先使用 ・起案は？なぜ金額を記載する？回覧は？</p>	
<p><b>H29.1.31</b> 第1回臨時会 議案第1号 一般会計補正 2 億 3 千万円追加 ・旧七会中にサッカー場を作る</p>	
	<p><b>H29.3.2</b> 資料4 TOTO と打合せ議事録 ・Jリーグの練習場に助成金は出せない ・助成金が確定しているような表現はしない でもらいたい</p>
<p><b>H29.3.15</b> 平成 29 年第 1 回定例会 グラウンド工事請負契約締結 可決</p>	
<p><b>平成 29 年度</b></p>	
	<p><b>H29.4.21</b> 決定通知 助成額 機械 2,556,000 円 芝生化 38,400,000 円 計 40,956,000 円</p>
<p><b>H29.6.8</b> 資料5 平成 29 年第 2 回 城里町議会定例会 阿久津則男 一般質問  (町長答弁) : 1500 万円の見積もりも存在はする。 ・toto サッカーくじから 4,000 万近い補助金を受け取っておりますが……。</p>	

水戸ホーリーホック関係	toto（日本スポーツ振興センター）関係
<b>H29.11.10</b> 参考見積をもらってよろしいかの起案	
<b>29.11.20</b> 佐藤渡辺 見積もりが届く 29,303,250円	
<b>H29.11.24</b> <b>資料6</b> ホーリーホックからお願い文書 <ul style="list-style-type: none"> <li>・印無し 誰が作成したのか？</li> <li>・ホーリーホックが芝管理を請負う場合、本整備を施工担当者に協力してもらう予定。</li> <li>・当初、町の維持費は1500万円でホーリーホックは500万円の使用料を支払う予定だったが、町の維持管理費にその500万円を合わせて2千万円にしてもらいたい。（町持ち出し、1千万円から1,500万へ）</li> <li>・ホーリーホックが外部に委託する場合、更に500～700万円上乗せして契約交渉をするので町の子算増額も検討して頂きたい。</li> <li>・ホーリーホックが請負う場合、芝刈り機は委託先に持ち込んでもらうので町で買う必要はない。</li> <li>・ホーリーホックが請負う場合、設備投資をするので5年契約をする予定。</li> </ul>	
<b>H29.11.29</b> 大京園 見積もりが届く 31,156,330円	
<b>H29.11.29</b> <b>資料7</b> ホーリーホックからお願い文書 <ul style="list-style-type: none"> <li>・印無し 誰が作成したのか？</li> <li>・外部に委託する場合、奥野谷浜産業を使ってくれ。施行担当者が会社を移籍する予定</li> <li>・500万円の使用料を支払う事となっていたが、奥野谷浜産業を使えば更に300万円を追加する。使わなければ300万円の増額は無い。</li> <li>・委託料を2,500万円とした場合、ホーリーホックは800万円払うので、町は1,700万円負担してくれ。（町持ち出し、1千万円→1,500万→1,700万円へ）</li> <li>・軽トラダンプを買ってくれ</li> <li>・委託契約は5年としてくれ。</li> </ul>	
<b>H29.11.30</b> <b>資料8</b> 町から返事の文書 <ul style="list-style-type: none"> <li>・年額2,500万円（税込/機械持込）で契約をするよう頑張ります。</li> <li>・翌日起案と早い。文書発送番号無し。</li> <li>・町が開発公社理事長名で文書を送付できるか？</li> <li>・請負金額を提示していいのか。</li> </ul>	

水戸ホーリーホック関係	toto（日本スポーツ振興センター）関係
<p><b>H29.11.30</b>  <b>資料 9 水戸ホーリーホックから返事</b>            ・同日に返事            ・印無し 誰が作成したのか。</p>	
<p><b>H29.12. 3</b> 奥野谷浜産業 見積もりが届く 23,000,000 円            ・会社ではなく移籍予定者に対し依頼した</p>	
<p><b>H29.12.4</b> クラブ練習着に広告を載せてよろしいか起案            起案する意味は？広告を載せずに 600 万円をもらうべきではないか？</p>	
<p><b>H29.12.6</b> 入札経過書にて最低落札者決定            ・もらったのは参考見積であり、仕様書も無し</p>	
<p><b>資料 10 参考見積聴取の経緯について</b></p>	
<p><b>H29.12.12</b> 七会中グラウンド工事増額否決 (23,392,800 円の増) H29 第 4 回定例会</p>	
<p><b>H30.1.17</b> 七会中グラウンド工事増額可決 (23,392,800 円の増) H30 第 1 回臨時会</p>	
<p><b>H30.1.30</b>  <b>資料 11 町民センター使用貸借契約の締結</b>            ・無料で貸す            ・議決案件と思われるが議決無し 地方自治法 96 条の 6</p>	
<p><b>H30.2.1</b>  <b>資料 12 町広報誌 アツマーレオープンの記事</b>            ・スポーツ振興くじ助成金 38,400 千円を財源と記載</p>	
<p><b>H30.2.1</b>  <b>資料 13 ホーリーピッチ維持管理業務委託契約書</b>            ・水戸ホーリーホックと奥野谷浜産業株式会社（水戸ピッチの維持管理契約、費用は広告代）            ・H30.7.26 の証人喚問では、奥野谷浜産業社長は、今年から請け負っている、水戸ホーリーホック社長は、指導を受けているだけで業務委託していないと証言。（矛盾している。）</p>	
<p><b>H30.2.6</b>  <b>資料 14 トレーニングルーム指導委託契約 無償で貸す・無償で指導</b></p>	
<p><b>H30.2.9</b>  <b>資料 15 協定書を補足する覚書の一部を変更する覚書</b>            ・甲に毎年 500 万円を、甲または甲が指定する指定管理者に毎年 800 万円に変更する。            ・練習着に広告を入れ、広告料は 600 万円相当とする。</p>	
<p><b>H30.2.9</b>  <b>資料 16 「使用貸借契約書」中第 4 条に関する覚書</b>            ・「資料 10 町民センター使用貸借契約書」の 4 条にある光熱水費負担割合取決め            本館電気代・水道代は 25%、別館は 100%</p>	

水戸ホーリーホック関係	toto（日本スポーツ振興センター）関係
<b>H30.2.9</b> 資料 17 グラウンド使用に関する契約書 年間 800 万円支払う	
<b>H30.2.23</b> 変更交付決定通知 40,956,000 円	
<b>H30.3 月上旬</b> 奥野屋浜産業 芝刈り機発注（証言有り）	
<b>H30.3.23</b> 資料 18 業者選考委員会に <u>二社随契の決定</u> 資料 19 奥野谷浜産業株式会社 <u>二社随契の入札経過書</u> 奥野谷浜産業株式会社（・技術者不在）	
<b>H30.3.23</b> 委託業者は奥野谷浜産業でよいか HH に伺い	
<b>H30.3.23</b> 奥野谷浜産業で合意する回答	
<b>H30.3.26</b> 見積もり通知書送付	
<b>H30.3.28</b> 開札 奥野谷浜産業 23,000,000 円	
<b>H30.3.30</b> 奥野谷浜産業と契約 神栖の事務所にて契約書締結？	<b>H30.3.30</b> 事業実績報告書 提出
<b>平成30年度</b>	
<b>H30.5.21</b> 資料 20 平成 29 年度スポーツ振興くじ助成金の確定について（通知） 留保通知 <u>実績報告内容が適切であるか確認が必要</u>	
<b>H30.6.27</b> 第 3 回臨時会臨時会 出納閉鎖を過ぎても助成金が入金されていないことを確認。 <div style="text-align: center;"><b>百条委員会発足</b></div>	
<b>H30.7.26</b> 証人喚問 ・奥野谷浜産業株式会社社長は、水戸ピッチの業務を請け負っていると証言し、水戸ホーリーホック社長は芝管理の指導を受けているだけと証言。 <b>H30.11.12 に資料 13 の契約書が出てくる。</b> 偽証か？文書偽造か？	<b>H30.7.26</b> toto から文書 助成事業に係る状況調査（抽出調査）  <b>H30.7.31</b> 町回答起案
<b>H30.9.7</b> 資料 21 平成 29 年度スポーツ振興くじ助成事業に係る確認事項について（通知）	

水戸ホーリーホック関係	toto（日本スポーツ振興センター）関係
<p><b>H30.9.27</b> 資料 22 グラウンド利用に関する確認書 ・山側グラウンドは、設管条例に基づき貸すものである</p>	
	<p><b>H30.9.28</b> 資料 23 資料 21 の回答</p>
	<p><b>H30.10.12</b> 資料 24 平成 29 年度スポーツ振興くじ助成事業に係る確認事項について（通知）追加確認 <b>H30.11.8</b> 町回答</p>
	<p><b>H30.12.4</b> toto 助成事業に係る追加確認事項 <b>H31.12.25</b> 町回答</p>
	<p><b>H31.1.16</b> toto 助成事業に係る追加確認事項 <b>H31.4.26</b> 町回答</p>
<p><b>H31.1.29</b> 資料 25 「城里町立旧七会中学校の跡地利用整備に関する協定書を補足する覚書の一部を変更する覚書」の変更申し入れについて （町からホーリーホックへ：双方合意した業者を、十分な技術を持つ業者に変更依頼）</p>	
<p><b>H31.2.8</b> 資料 26 「城里町立旧七会中学校の跡地利用整備に関する協定書を補足する覚書の一部を変更する覚書」の変更申し入れについて（回答） （ホーリーホックからの返事：変更拒否 昨年同様お願いします）</p>	
<p><b>H31.2.25</b> 業者選考委員会（1回目） 一社随契は不可。指名競争入札とすべきとし差し戻し</p>	
<p><b>H31.2.27</b> 資料 27 平成 31 年度城里町七会町民センターグラウンド維持管理業務の請負業者選考について 業者選定についてホーリーホックに伺い 5 社を選考したい。</p>	
<p><b>H31.3.1</b> 資料 28 平成 31 年度城里町七会町民センターグラウンド維持管理業務の請負業者選考について（回答） 資料 27 の回答 合意できるのは「奥野谷浜産業」だけ</p>	
<p><b>H31.3.11</b> 業者選考委員会（2回目） ・随契理由が不備として差し戻し。副町長が責任を取るので許可するよう発言。 その日の夕方、持ち回りにより 10 人中 6 人が押印。過半数を超えたという事で選考委員会通過（選考委員会は、全員一致でなければならないはず。一人でも疑義があるという事は、その契約にはなにかしらの問題があるはず）</p>	
<p><b>H31.3.22</b> 一社随契により契約締結</p>	

水戸ホーリーホック関係	toto（日本スポーツ振興センター）関係
<b>平成30年度・令和元年</b>	
	<p>R1.5.24 資料 29 toto 助成事業に係る追加確認事項</p>
	<p>R1.6.7 資料 30 資料 29 に対する回答文書</p>
<p>資料 31 平成 31 年度城里町七会町民センターグラウンド維持管理業務の契約保証金免除について</p> <p>契約保証金免除の根拠について提出された文書「種類・規模を同じくする契約を 2 回以上履行した実績を有するもの」とあるが、説明になっていない。</p>	
	<p>資料 32 広報しろさと 2019 年 8 月号 R1.6 月現在 toto の助成金は出ていないという訂正記事</p>
<p>R1.11.20 資料 33 記録提出請求書について（回答） ・水戸ホーリーホック社長「資料 28 の変更に応じられないと回答したのは社長一人の判断」 資料 34 広告換算費の根拠のパンフレット</p>	
<p>R2.2.21 協定書を補足する覚書の一部を変更する覚書 グラウンドは開発公社が指定管理者になり管理する。</p>	
<p>R2.2.23 100 億円新スタジアムについて J2 水戸社長記者会見 民設民営でスタジアムを建設する。 2 年前からの構想である。</p>	
	<p>R2.1.30 資料 35 平成 29 年度スポーツ振興くじ助成に係る是正のための措置命令について（通知） 〔toto から町へ〕 水戸 HH の利用は週一程度にし、住民利用が最優先となるよう対策を講じる事</p>

水戸ホーリーホック関係	toto（日本スポーツ振興センター）関係
	<p><b>R2.2.28</b></p> <p>資料 36 令和 2 年 1 月 30 日付スポーツ振興くじ助成に係る是正のための措置命令に関する回答および質問書</p> <p>【町から toto へ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料 35 に対する回答</li> <li>・過去 3 年間助成金交付を受けたすべての団体が提出した実績書等(情報開示請求)</li> </ul>
	<p><b>R2.4. 3</b></p> <p>資料 29 平成 29 年度スポーツ振興くじ助成について（通知）</p> <p>【toto から町へ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2.28 の回答書に対する通知。</li> <li>・営利目的で恒常的、継続的に使用されることは認められない。</li> </ul> <p>〔是正しなければ取り消す予定。〕</p>